

【基本的な方針の位置づけ・期間】令和7年4月より令和9年3月末までの2か年は、本基本的な方針に基づき支援に取り組むとともに、課題別の新たな取組みや残された課題について検討を継続し、令和9年3月策定予定の第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包し、取組みを推進していきます。

### 女性特有の困難さとは

女性は依然として困難な状況におかれています。  
労働について見ると、同じ正社員・正職員であっても女性の給与は男性の8割に届かず、国際的に見ても日本における男女の賃金格差は大きくなっています。また、社会が不安定化してきた要因の一つが非正規雇用労働者の増加ですが、男女別で見ると、男性の5人に1人が非正規雇用であるのに対して、女性では2人に1人と、はるかに多くなっています。  
身体的な側面から見ても、女性には月経、妊娠や出産に伴う困難が生じやすい状況があります。こうした身体的な困難がそのまま労働や生活における支障となることがないように、社会的な支援を構築することが求められます。  
女性の困難は、互いにに関わり合っています。たとえば、DV加害者から逃れた女性や、出産後の就業継続が難しい職場をやむなく離れた女性が、しばしば安定した職に就きづらいといったことです。さらには、女性と一口に言っても、障害、外国籍・外国ルーツ、性的マイノリティなど、いくつもの背景とそれに由来する困難があります。このように困難はしばしば折り重なっているため、それに対する支援体制は横断的にならざるを得ません。  
困難な状況にあればあるほど、支援は求めにくくなります。未だ気づかれない女性たちの困難を見つけ、支えていくことが、自治体、ひいては社会全体に求められています。

### 1 基本的な方針策定の背景

■「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」令和6年4月1日施行(以下「法」という。)について  
○法制定の背景と経緯  
・昭和31年制定の「売春防止法」に基づく「婦人保護事業」からの脱却。  
・社会経済の変化や価値観の多様化に伴う、家庭関係の破綻、経済的困窮、暴力やDVなど、女性が直面する問題の多様かつ複雑化。新型コロナウイルス感染症の影響は、女性の貧困問題を顕在化させ、シングルマザーの失業、DVの増加、女性の自殺といった問題が浮き彫りに。  
・こうした背景を受け、与野党の女性議員を中心に法の必要性が議論され、令和4年に議員立法として成立し、現代の女性が抱える多様な困難に対応する支援法として新たな一歩を踏み出しました。  
○法の趣旨と基本理念  
「あらゆる女性が意思を尊重されながら安心して、かつ、自立して暮らすことが出来る社会を実現することを目的」  
基本理念  
女性の意思の尊重と包括的支援体制の整備  
関係機関及び民間団体の協働による早期からの切れ目のない支援  
人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資する

#### ■国の基本方針～国・東京都・区の役割分担と連携

国	東京都	区
「国の基本的方針」全国的に統一した支援の枠組みと方向性を提示 ・財政支援 ・人材育成プログラムの提供	「東京都基本計画」積極的な支援の実施と周知、支援者同士の連携と調整を図る ・体制整備 ・区市町村への支援	* 基本計画は努力義務支援の端緒となる相談機能の役割を担う ・複数の福祉施設を所管し、実施主体として包括的に対応 ・幅広い部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援を提供

#### ■支援の中核機関

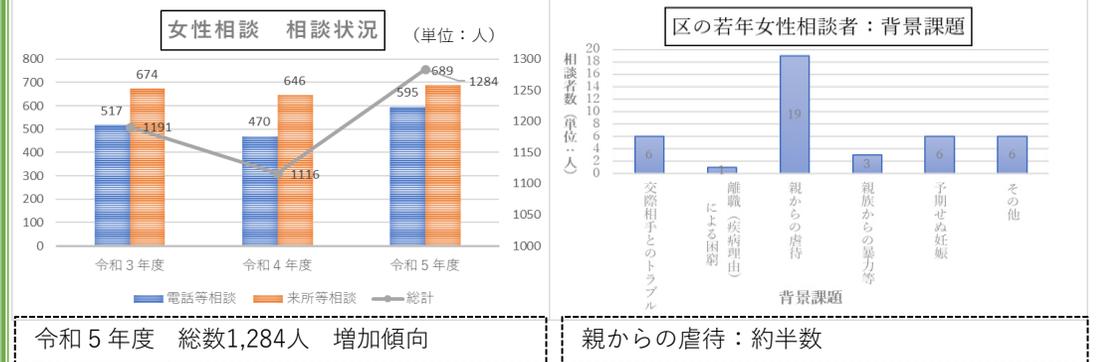
- ①東京都女性相談支援センター②女性自立支援施設（東京都委託）
- ③女性相談支援員（東京都及び区）

### 2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題

#### 【現状】

・これまでも各総合支所子ども家庭支援課に女性相談支援員を配置し女性相談を実施し、男女共同参画センター「らがらす」においても「女性のための悩みごとDV相談」により、困難な問題を抱えた女性への相談に対応してきました。  
・国の基本方針において求められる支援の項目についても区内関係各課男女問わず実施している施策で網羅している状況があります。

#### \*女性相談支援員による相談状況



#### 【主な課題】

・複合的な課題を持つ女性について多様な関係機関が連携を強化し一体的に包括的な支援を行う必要があります。  
・男女問わず実施している各種施策についても各所管において女性特有の困難さに着目し、支援を行うことが重要です。  
・若年女性や中年層単身の女性など、困難な問題を抱えていても相談の窓口が届きづらく、重篤な状況になってから関わりが始まっている状況があり、相談につながりにくい層への対応策として周知方法の工夫や、敷居の低い身近な地域での相談場所や居場所に提供が必要です。  
・障害により情報取得やコミュニケーションに配慮が必要な方や日本語を母語していない外国人の方に対して、周知や情報提供への配慮や関係機関との連携による支援が必要です。  
・性被害の予防的対策のため、若年女子に向けて、リプロダクティブ・ヘルスの周知・啓発の充実が必要です。  
・行政機関だけでは、支援が行き届かない事例に関しては、独自の支援を実施しており、柔軟性のある支援や知見を持った民間団体との連携により包括的な支援を実施する必要があります。  
・複雑化・多様化した課題に対応する女性相談支援員の資質の向上を図り、その体制等のあり方を検討する必要があります。

### 3 今後の取組み

#### 【基本的な考え方】

本人の意思を尊重した支援

様々な状況にある困難な問題を抱える女性を支援

支援につながりにくい層への早期支援

庁内各課・関係機関・民間団体等の連携強化

相談機能の強化

基本的な方針から基本計画の策定へ

#### 【全庁的推進体制の構築】

女性をとりまく複雑化・多様化・複合化が進む課題に対応するため、女性相談支援員を入口とした庁内連携体制の強化と、関係機関や民間団体等との連携・共同による包括的支援を行う体制の強化に取り組みます。

#### 支援調整会議 (法15条)

行政の関係機関と民間の団体が、必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う会議体

代表者会議

環境整備・啓発

実務者会議

進行管理・実態把握

個別ケース検討会議

個別ケースの支援内容の検討

#### 連携強化

#### 人材育成



女性相談支援員の人材育成  
・専門的研修への参加  
・実践的研修の実施

#### 【課題別の新たな取組み】



##### 《女性相談窓口の改善と周知》

- ・すべての支所の窓口で、女性の相談のサインを設置します。
- ・ホームページの女性の相談の相談内容を具体的な記載に変更します。
- ・厚生労働省のポータルサイト女性相談事業ホームページ「あなたのミカタ」に掲載し、広く周知します。
- ・若い世代などにも情報が届くことを目的に、定期的に、女性の相談について区公式SNSで配信します。
- ・若年女性の集う場(児童館・青少年センター・メルクマール・あいりす・大学等)で、若年女性の困難な状況に気づく立場にある支援員や相談員に女性の相談について周知し、早期対応につなげます。

##### 《女性性に起因する女性の困難さへの支援》

- ・予期せぬ妊娠や性暴力など、女性性に起因する女性の困難さについて、思春期の頃から知識を持つことは大変重要です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識が必要な層に届くよう男女共同参画センター「らぷらす」において、若年女性向けリプロダクティブ・ヘルス/ライツなどの情報を提供する企画を実施し、支援の必要な女性を相談や居場所につないでいきます。
- ・緊急避妊薬が必要な女性に届くよう、令和7年4月施行予定の犯罪被害者支援条例に基づく犯罪被害者支援と連携して性犯罪被害にあった女性に、寄り添った支援が届くよう取り組みます。

##### 《居場所や住まい等の創出と連携による支援》

- ・若年女性や、中年層単身女性など、相談窓口につながりにくい層が、情報や相談支援につながることで孤立や孤独を予防することを目的に、民間団体との連携等も視野に居場所等の創出などに取り組みます。
- ・地域社会において安定的な生活を営むための住まいの確保に向けて、引き続き関係機関と協議をしていきます。

#### 若年女性

- ・子ども・若者支援課において、高校生世代から24歳以下を対象とした若年女性が、気軽に立ち寄り安心して過ごせる「居場所」の運営団体を補助事業により支援します。
- ・一人で自由に過ごしたり、飲み物や軽食・生活用品の提供や、専門のスタッフに、人間関係や不安なこと、身体のこと、性に関することなど気になることを気軽に相談ができる環境を整えます。
- ・利用者の状況に応じて相談機関等につなぐとともに、困難な問題を抱えた事例には、官民の女性相談・支援機関等と協働して支援を実施します。

#### 中年層単身女性

- ・男女共同参画センター「らぷらす」において、中年層単身女性を対象とした事業を実施し、必要な情報の提供や仲間づくりを支援します。
- ・事業に参加された方が、地域とつながることを目的に、地域の団体と連携して支援します。
- ・就労支援の現場と福祉所管、及び「らぷらす」で実施する事業に来所された方を、相互につないで支援できるよう連携を強化します。

##### 《民間団体等との協働した支援》

- ・ケースワークや支援調整会議を通して連携体制を深め、それぞれの特性を生かしつつ補完し合いながら支援を実施します。
- ・包括的な支援のために、更に必要な支援ニーズのほか、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法について引き続き検討していきます。
- ・若年女性の支援においては、民間団体と区がそれぞれの分野や立場において役割を分担しながら、協働する場面をより多く持つていく必要があります。先駆的に、民間団体と協働で事業を進めている他自治体との情報共有なども、積極的に進めていきます。